**平成２２年（フ）第８１３号**
東京都青梅市河辺町６丁目６番地の12
債務者　一條　修一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１０７２号**
東京都日野市豊田２―32―９アムール夢201、住民票上の住所岡山県真庭市落合垂水1510番地３
債務者　古林　弘行
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１１０４号**
東京都あきる野市草花2834番地１ハイムコジマ103号
債務者　飯野　光秀
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第１１７０号**
東京都町田市忠生１丁目15番地９恵成ビル104
債務者　古川　靖人
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２２年（フ）第５２３号**
静岡県袋井市木原264番地の１　ファビアンＢ―２号室、前住所静岡県袋井市久能1889番地の２　ラ・フィーネ久能203
債務者　伊藤　直美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１４９号**
栃木県下野市川中子3329番地334
債務者　青木志津江
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２２年（フ）第１４８３３号**
千葉県千葉市稲毛区千草台２―２―18―205、住民票上の住所千葉県千葉市中央区松波４丁目22―７―308
債務者　太田　寿一
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８３９号**
東京都練馬区谷原５丁目14―34
債務者　高橋　　康
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８４０号**
東京都世田谷区上馬４丁目20―１―１―２
債務者　戸塚　雅野
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８４７号**
東京都目黒区東山３丁目22―11
債務者　森　　俊哉
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８５９号**
東京都小金井市前原町５丁目６―16
債務者　岩田　　実
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４８７７号**
東京都江戸川区江戸川６丁目16―１―102
債務者　廣田　綾子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第１４９２７号**
東京都中野区大和町２丁目47―15　高野方１Ｆ１
債務者　今　　正
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５６６号**
静岡市清水区鳥坂1622番地の１　レオパレス21鳥坂Ｂ106
債務者　前田　健治
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月２日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部